

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月頃まで、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、日雇労働者として、船舶の清掃・塗装作業及び石綿除去作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年頃から軽度の咳、微熱が続き、平成〇年〇月〇日、D医院に受診したところ、心筋障害があると診断されたとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「胸腺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は石綿にばく露したことにより発症したものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、防じんマスクを着けずに石綿ばく露作業に従事して本件疾病を発症したとして、業務が原因である旨主張しているもので、以下検討する。

(2) 請求人の傷病については、F医師及びG医師共にCT画像上から本件疾病であるとしており、病理検査結果からも裏付けられていることから、当審査会としても、請求人に発症した傷病は本件疾病であると判断する。

(3) 請求人の石綿作業の従事歴をみると、請求人は約3年間石綿ばく露作業に従事したとしており、特に平成○年から平成○年○月頃にH県I市の石綿解体現場で粉じんマスクや防護服を着用せずに石綿撤去作業をやらされ、1週間後に体調が悪くなった旨主張しているものの、当該現場での作業は1日だけであったとしている。請求人が石綿ばく露作業に従事した期間や場所、石綿ばく露作業の態様などについて客観的に証明する資料はなく、また、請求人の申述からも、石綿ばく露作業に関して、どこの現場でどのような作業をしていたかなどについては明確ではないことから、石綿ばく露業務に従事した実態については不明であるといわざるを得ない。

仮に請求人が主張するように石綿ばく露作業に約3年間従事したとしても、決定書理由第2の2(2)イに説示するとおり、上記1で引用した「判断の要件」の認定基準には、石綿との関連が明らかな疾病には本件疾病は掲げられていないことから、当審査会としても、業務と本件疾病との間に相当因果関係は認められないと判断する。

以上のことから、本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

(4) なお、請求人の主張について改めて子細に検討したが上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 以上のおりであるので、監督署長が、請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。